議第８号

会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和４年（２０２２年）２月１７日提出

柏崎市長　櫻　井　雅　浩

記

新潟県柏崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第１７号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

139,000円	6,790円	860円

」を

「

143,170円	6,790円	885円

」に、

「

153,500円	6,510円	930円
174,000円	7,380円	1,280円

」を

「

158,105円	6,705円	957円

179,220円	7,380円	1,280円

」に、

「

204,000円	9,660円	1,430円

」を

「

210,120円	9,949円	1,436円

」に、

「

施設の長等	1級	施設の副所長又はこれに相当する職の職務その他規則で定めるもの	194,400円		
	2級	施設の長の職務その他規則で定めるもの	220,000円		
技能職	1級	調理業務の補助又は労務の補助の職務その他規則で定めるもの	153,500円	6,510円	930円

」を

「

施設の長等	1級	施設の副所長又はこれに相当する職の職務そ	194,400円		

		の他規則で定めるもの			
技能職	1級	調理業務の補助又は労務の補助の職務その他規則で定めるもの	158,105円	6,705円	957円

」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の新潟県柏崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の規定は、令和4年2月1日から適用する。

参考資料

新潟県柏崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年９月２４日条例第１７号）

改正後

別表（第２条、第８条関係）

職種	職務の級	標準的な職務	月額	日額	時給
事務補助	１級	定例的な事務の補助又は窓口業務に従事する職務その他規則で定めるもの	143,170円	6,790円	885円
	２・３級	（略）			
技術職	１級	保育業務の補助又は専門員若しくはこれに相当する職（以下「専門員等」という。）の職務その他規則で定めるもの	158,105円	6,705円	957円
	２級	保育業務の主担当、高度の知識経験を必要とする専門員等又は教育業務の職務その他規則で定めるもの	179,220円	7,380円	1,280円
	３級	（略）			
	４級	医療業務の職務そ	210,120円	9,949円	1,436円

改正前

別表（第２条、第８条関係）

職種	職務の級	標準的な職務	月額	日額	時給
事務補助	１級	定例的な事務の補助又は窓口業務に従事する職務その他規則で定めるもの	139,000円	6,790円	860円
	２・３級	（略）			
技術職	１級	保育業務の補助又は専門員若しくはこれに相当する職（以下「専門員等」という。）の職務その他規則で定めるもの	153,500円	6,510円	930円
	２級	保育業務の主担当、高度の知識経験を必要とする専門員等又は教育業務の職務その他規則で定めるもの	174,000円	7,380円	1,280円
	３級	（略）			
	４級	医療業務の職務そ	204,000円	9,660円	1,430円

改正後					
		の他規則で定めるもの			
	５級	（略）			
相談・指導職	１級～５級	（略）			
施設の長等	１級	施設の副所長又はこれに相当する職の職務その他規則で定めるもの	194,400円		
技能職	１級	調理業務の補助又は労務の補助の職務その他規則で定めるもの	158,105円	6,705円	957円
医師職	１級	（略）			

改正前					
		の他規則で定めるもの			
	５級	（略）			
相談・指導職	１級～５級	（略）			
施設の長等	１級	施設の副所長又はこれに相当する職の職務その他規則で定めるもの	194,400円		
	２級	施設の長の職務その他規則で定めるもの	220,000円		
技能職	１級	調理業務の補助又は労務の補助の職務その他規則で定めるもの	153,500円	6,510円	930円
医師職	１級	（略）			